

下野市内水氾濫対策計画（概要版）

1. 計画策定の経緯

近年、気候変動等の影響により、自然災害（大型の台風・集中豪雨等による被害）が全国的に頻発・激甚化しており、本市でも平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風により、市内各地で大きな浸水被害が発生しました。

このような事態に速やかに対応するため、国や県が進める“流域治水対策”の趣旨や過去の教訓を踏まえ、洪水や浸水対策について県や近隣自治体等との連携のもと、地域住民や事業者等にも協力をいただきながら内水氾濫対策や越水対策を講じ、地域防災力の向上につなげるため、その具体的な取組みについて定める「下野市内水氾濫対策計画」を策定しました。



令和元年東日本台風による市内浸水被害状況

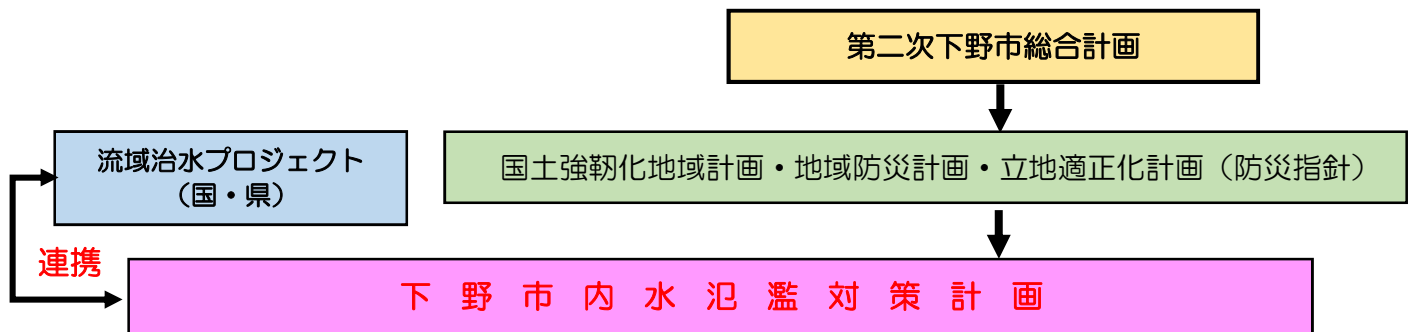
2. 内水氾濫対策計画の目的

浸水被害を最小化するため、河川の流域のあらゆる関係者が協働して取り組む“流域治水対策”の一環として、市域全体で雨水を貯留・浸透させる対策や農地・森林等の保水・遊水機能を高める土地利用対策によって河川への雨水流出を抑制させることにより、治水に対する安全性の向上を図ります。

また、浸水が発生した場合における被害軽減を図るための減災・水防対策の強化による総合的な取組みにより、水害に強いまちづくりを目指します。

3. 内水氾濫対策計画の位置付け

本市のまちづくりの指針となる「第二次下野市総合計画」や「下野市国土強靱化地域計画」「下野市地域防災計画」「下野市立地適正化計画（防災指針）」を上位計画とし、栃木県で策定した「栃木県流域治水プロジェクト」とも連携しながら、今後の減災・防災対策に係る各種施策を推進します。



4. 流域治水プロジェクト

従来の事前防災対策の推進だけではなく、国、県、流域自治体、地域住民、事業者等の流域全体のあらゆる関係者が協働して浸水被害の軽減を図るものであり、本市においても、国・県の流域治水プロジェクトの取組みと連携する形で、内水氾濫対策を進めていきます。

これまでの治水対策

流す 河道拡幅・雨水管等整備
(河川・下水道対策)



効果的な
組合せ

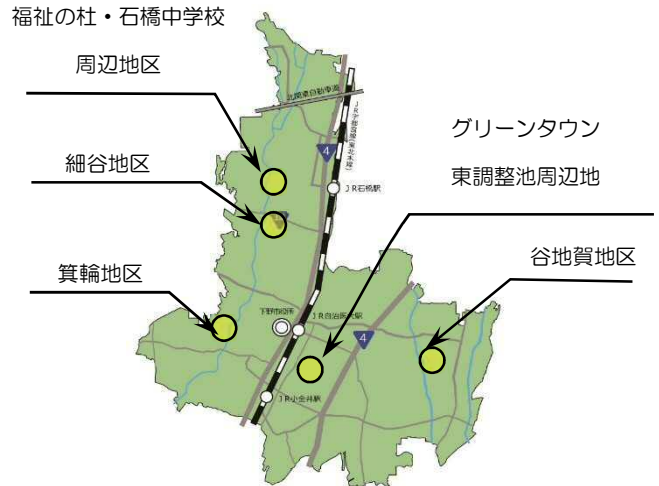
貯める 雨水を一時的に貯留・地下浸透させる
(流域対策)

防ぐ・備える 浸水時の被害を軽減する
(減災のためのソフト対策)

5. 浸水多発地区（重点地区）

内水氾濫対策を進めていく上では、浸水リスクの高さや被害の大きさ等を総合的に判断して選択と集中を行い、効果的かつ効率的な対策を実施することが重要であり、平成27年9月関東・東北豪雨や令和元年東日本台風により浸水被害が多発した地区を中心に重点地区を設定します。

重点地区では、浸水リスクの高い地域等から地域特性に応じたハード・ソフトを組み合わせた対策を展開し、浸水被害の軽減を図ります。



6. 内水氾濫対策計画の計画期間

内水氾濫対策計画は、令和3年度（2021年度）から令和22年度（2040年度）までの20年間を計画期間とし、具体的な取組や事業については、各計画の進捗状況や社会情勢等周辺環境の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直しを行う予定です。

7. 内水氾濫対策計画の体系

県や近隣市町と連携して実施する流域治水の考え方に基づき、総合的な雨水対策を進めるための3つの方針を定め、これまでの治水対策（雨水対策施設整備）に加え、“貯める取組”と“防ぐ・備える取組”により、総合的な浸水対策を推進します。

方針	治水対策	具体的な取り組み等
設の整備 雨水対策施設	1. 雨水対策施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 河川の整備、下水道の雨水排水施設の整備促進 河川や水路等の維持管理 道路の透水性舗装や浸透柵などの設置
	2. 異常出水時の浸水軽減	<ul style="list-style-type: none"> 浸水多発地区の浸水対策（重点地区）
機能の保全 雨水流出抑制・保水	3. 建築物を建築する時の雨水流出の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 建築物建築時における雨水流出抑制施設等の設置誘導
	4. 官民協働による、公共施設・民間施設の雨水流出抑制施設設置の促進	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設へ雨水貯留施設や貯留浸透施設の設置促進、各戸雨水貯留浸透施設の設置促進
	5. 農地・森林における保水・遊水機能の保全・回復	<ul style="list-style-type: none"> 緑地、農地の整備・保全、「田んぼダム」等、農地の活用
水害に対する備え	6. 減災・水防対策	<ul style="list-style-type: none"> 家屋等における浸水防止対策の推進 災害時における水門等の適正な維持管理 災害時の各施設の適正な維持管理
	7. 災害情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集・集約体制、避難情報伝達体制の強化、防災カメラ等の増設、ハザードマップの作成や情報提供
	8. 地域の防災力向上	<ul style="list-style-type: none"> 水害に対する危機意識の醸成、地域における防災体制づくり、災害時の避難・誘導方策の確立

8. 具体的な取り組み

市の役割である雨水流出を抑制する取組みは、所管課がそれぞれ主体となって実施しますが、内水氾濫対策をさらに充実させるためには、「自助」・「共助」・「公助」の考え方のもと、地域住民・事業者・行政などの様々な主体が役割を分担しつつ、良好なパートナーシップのもと、対策を推進していくことが重要であることから、市域全体で一丸となって水害に強いまちづくりに取り組むこととします。

なお、毎年度、内水氾濫対策検討委員会においてPDCAサイクルによる適切な進捗管理を行い、概ね5年ごとに行う見直し時において反映することにより、内水氾濫に係る防災減災対策の更なる推進を図ります。